実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務委託　提案仕様書

**１　適用範囲**

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している『実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務』の提案書募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議のうえ別途作成する。

**２　事業の目的**

　　フレイルとは、加齢とともに心身のはたらきや社会的なつながりが弱くなった状態を指し、放置することで徐々に要介護状態へ進んでいく段階のことである。

しかし、可逆性があり、対策によって予防したり健康な状態へ改善したりできることから、一人一人が早期に気づいて適切な取組（社会参加、身体活動・運動、栄養・口腔ケア）を行うことが重要である。

このことから、市町村の通いの場等で実施されているフレイル予防に関する事業の評価ができ、見直しやリニューアルなどにつながるように市町村を対象とした研修及び個別支援を実施する。

また、県民の認知度は低い状況\*1であることから、「フレイルの日」\*2に向けて、フレイル予防に関する適切な情報について高齢者（６５歳以上の県民。以下同じ。）を中心にその家族や地域へ長期継続的に伝えることで、自ら予防する意識の向上を図る。

高齢者になっても健康でいきいきと安心して自分らしく地域の中で暮らしていけるように、高齢者を中心にその家族や地域住民が「フレイル予防」の必要性を理解した上で、行動変容につながるようにフレイル対策の実践を促し、今後の予防行動の習慣化を目的とする。

\*1認知度：フレイルを知っている19.8％（出典 令和４年度健康ふくしま２１調査報告書）

\*2フレイルの日：２月１日。一般社団法人日本老年医学会、一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会、日本老年学会、一般社団法人日本サルコペニア・フレイル学会が共同で２０２０年に制定したもの。

**３　業務内容**

（１）共通事項

ア　フレイルの認知度向上や、予防・改善の理解促進に寄与するものとする。

イ　普及啓発の時期は、令和７年９月から令和８年２月の間とする。

ウ　普及啓発の内容は、令和６年度に県が作成し下記URLで公開している「フ

レイルポスター」、「フレイル予防ハンドブック」、「フレイル普及啓発記事」の

印刷・配付により実施するほか、それらの内容やイラストを活用して実施する

ものとする。

なお、「フレイル予防ハンドブック」は21,000部を作成する。

　　　　　※「フレイルポスター」、「フレイル予防ハンドブック」等の公開URL

福島県健康づくり推進課　地域包括ケアシステム　フレイル予防

　　　　　　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/koureisyasyokuji.html

エ　普及啓発のテーマカラーを「フレイル予防ハンドブック」等に使用している

ピンク色（CMYKの４色のバランスは、C：０％、M:50％、Y：20％、K:０％）

とし、可能な限りフルカラーでの取組とする。

　　　オ　フレイル予防に関する適切な情報及び具体的な実践方法については、社会参加、身体活動・運動、食生活及び口腔ケア等の視点とする。

　　　カ　高齢者を中心とし、その家族や地域で関わる人も含める。\*３

\*3高齢者においては、加齢や持病等で心身機能等が弱まることで起こる不安や、孤独感の増強、感情面が頑固になる等の特性に配慮し、家族や地域からの働きかけが重要となる。

（２）フレイル対策の実践

ア　フレイル予防の普及啓発に係る研修

1. 時期：令和７年8月

（イ）対象：県内５９市町村の市町村担当者及び関係者等

（ウ）内容：市町村における効果的なフレイル予防の実践について

　　　　　　・一体的実施におけるポピュレーションアプローチ

　　　　　　・地域で自立した生活を続けるためのフレイル予防

イ　モデル市町村での個別支援

1. 時期：令和７年9月

（イ）対象：希望する市町村（５～１０市町村程度）

（ウ）内容：市町村が実施するフレイル予防教室や通いの場等において、参加

者の心身の状態を確認した上で効果的な事業展開を支援する。

【準備】エントリーシートの提出（現状（地域・参集者）、課題の把握）

【初回】①フレイルチェックや転倒リスク測定、現状把握

　　　　②付加するプログラムの提案

【中間】①フレイルチェックや転倒リスク測定、中間評価

　　　　②付加するプログラムの見直し

【最終】フレイルチェックや転倒リスク測定、評価

（３）県立医大及び企業等と連携したイベントでの情報発信

受託者は、県内の商業施設等において県民のフレイルの認知度向上及び予防の

実践につながる県民参加型のフレイル予防普及啓発イベントを実施すること。

ア　時期

1. フレイルの日の周辺である令和8年１月から２月かけて集中して実施す

ること。

（イ）上記（ア）のほかに、高齢者及び県民の生活や健康に関心が高まる時期

に合わせて実施すること。

イ　実施回数

　　県内で３回

ウ　内容

　　　　自由提案とし、提案書に下記について記載すること。

（ア）具体的な実施内容

（イ）実施時期

エ　実施後は、可能な範囲で新聞等に実施内容等の記事を掲載すること。

（４）　マスコミ等の媒体を活用した普及啓発

ア　新聞による情報発信

　　　　受託者は、県民への高い訴求効果が見込める新聞紙面において、広告や記事等の作成・掲載をすること。

　　　　（ア）掲載紙

　　　　　　　福島民報及び福島民友の２紙とする。

　　　　（イ）掲載回数等

　　　　　　　令和７年９月から令和８年１月は月１回以上の掲載とする。

ただし、令和７年２月は１日から３日までの連載とする。具体的な回数

や掲載日は自由提案とする。

　　　　（ウ）掲載サイズ

　　　　　　　多色・半５段以上の自由提案とする。なお、当該サイズ以上であれば、

掲載回によってサイズが異なっていても差し支えない。

　　　（エ）掲載内容

　　　　　　下記について、掲載日及び内容をアの２紙に統一して掲載すること。

1. フレイル対策における運動の具体的な実践方法。
2. 県内市町村の活動事例。

イ　ラジオ番組及び情報誌等による情報発信

　　　　受託者は、県民への高い訴求効果が見込めるラジオ番組及び情報誌紙面におい

て、普及啓発コーナーの放送及び記事等の作成・掲載をすること。

（ア）時期

フレイルの日の周辺である令和８年１月から２月かけて集中して実施

すること。

上記（ア）のほかに、高齢者及び県民の生活や健康に関心が高まる時期

に合わせて実施すること。

（イ）番組及び放送回数等

　　　　　　　自由提案とし、提案書に下記について記載すること。

1. 具体的な番組名
2. 放送時期

③ 放送回数及び１回当たりの放送時間

（ウ）放送内容

1. フレイル対策の基礎知識や具体的な実践方法。
2. フレイル予防の普及啓発となるもの。

（エ）留意事項

1. 可能な範囲で、見逃さない工夫、または、見逃した場合にも県民へ情報を届ける工夫についても提案書に記載すること。
2. コスト及び県民への高い訴求効果に留意した上で、上記以外のマスメディアを活用した提案も可能とする。

（５）事業効果の検証に係るデータ等の提供

　　　受託者は、県が本業務の実施結果とその効果を検証するために活用可能なデータ等について提案書に記載するとともに、本業務実施後に当該データを提供すること。

　　　また、必要に応じて、実施結果の解釈について県に助言するものとする。

（６）留意事項

　　ア　提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意し、各プロポーザル参加者の自由なアイディアを取り入れた内容を盛り込むこと。

イ　受託者は、準備から実施までのスケジュール調整等、すべての運営業務を担うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。

　　ウ　受託者は、必要かつ適切な人員配置を行い、運営体制を明確にすること。

　　エ　業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き全て受託者が負担する。

　　オ　３（２）及び３（３）で参加者の集計等が必要な場合は、受託者が行うものとし、集計結果を県へ提供するものとする。

　　カ　著作権について

1. 本業務に係る著作権は、著作権法第27条及び第28条を含め、すべて県に帰属するものとし、著作権法第19条1項又は第20条1項を行使しない基とする。
2. 受託者は、本業務における制作物について、県がフレイル対策を推進する上で、次年度以降も継続して使用する場合があることをあらかじめ了承するものとする。

（ウ）本業務で印刷物や動画等を制作する際、素材等について、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらを使用する際には、権利者から事前に二次利用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

　　キ　制作等の監修が必要な場合、監修者は、県と協議して決定すること。

　　ク　本業務の実施に係る経費については、すべて本業務委託料に含むものとする。

ケ　その他、疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。

**４　実績報告及び成果品**

（１）実績報告

本業務完了後は、実績報告書を作成し、令和８年３月３１日（火）までに紙媒体２部及びPDFにて提出すること。

（２）成果品

　　ア　前項に定める実績報告書

下記の内容を含めて作成すること。

　　　　（ア）３の情報発信を実施した事実がわかるもの

　　　　（イ）３で取材等を行った場合の写真等

　　　　（ウ）３（５）のデータ概要と集計結果

　　イ　３（４）で映像や音声媒体を活用した場合、それを記録したDVD等

　　ウ　３（６）のデータ（Excel等加工可能な形式）

**５　成果品の納入場所**

福島県保健福祉部健康づくり推進課

**６　その他**

1. 受託者は、委託契約書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従う

こと。

（２）本仕様書に記載のない事項については、受託者と県が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施するものとする。